

円高対応緊急ファシリティ実施要領骨子
(本邦金融機関向け中堅・中小海外事業安定化支援クレジットライン)

1. 対象金融機関及び選定要領

- (1) 対象金融機関：株式会社国際協力銀行業務方法書に規定する銀行等
- (2) 選定要領：個別信用力審査等を経て対象金融機関を決定。

2. 貸付条件

- (1) 借入人：上記1. 対象金融機関の日本所在の本店
- (2) 対象案件：投資金融（資源金融を除く）の対象案件で、民間円資金の外貨への転換を誘発し為替相場の安定に資するもの。但し、大規模自然災害や暴動等、事業者の責めに帰することのできない事由により、急激な売上げの減少等、安定的な事業継続への支障が広範囲の進出日系企業に及んでいる開発途上地域に進出している日系企業に係る案件に限る。
- (3) 対象転貸先：中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）、中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等。
- (4) 通貨：米ドル又はユーロ。
- (5) 融資割合：対象転貸先に対する融資総額全体の7割以下
- (6) 適用金利：米ドルについては LIBOR ベース、ユーロについては EURIBOR ベースの変動金利。原則として外国為替資金特別会計からの借入金利を適用
- (7) 融資承諾期限：平成25年3月末
- (8) 貸出実行期限：融資承諾日より2年以内
- (9) 償還期間：個別に決定
- (10) その他の融資条件：個別に決定

以 上